

甲賀広域行政組合ホームページ広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、甲賀広域行政組合広告掲載に関する基本要綱(平成20年甲賀広域行政組合告示第6号。以下「告示」という。)第4条の規定に基づき、甲賀広域行政組合(以下「組合」という。)のホームページに掲載する広告の規格、位置、掲載期間、掲載料等の掲載基準を定めることを目的とする。

(広告の種類)

第2条 組合ホームページに掲載する広告はバナー広告(組合ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいう。)とする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横120ピクセル
- (2) 形式 GIF(アニメーションGIF可、透過GIF不可)・JPEG・PNG
- (3) データ容量 4KB以下

2 前項と異なる規格については、広告主と協議の上決定することとする。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第4条 広告を掲載するページ、位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 掲載するページ トップページ
- (2) 位置 右側。XGA(縦768ピクセル×横1024ピクセル)の画面にブラウザを最大化した状態で、広告が隠れない位置とする。
- (3) 枠数 5枠

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1か月単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、広告主と協議上決定することとする。

3 広告主が望むときは、管理者は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

(広告原稿の作成)

第6条 広告原稿は、広告主の責任及び負担で、広告主が作成するものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 組合ホームページへの広告掲載希望者は、前条の広告原稿を添え、ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)により申込みこととする。

(広告掲載の決定)

第8条 管理者は、告示第7条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 管理者は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について申込者にホームページ広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により通知する。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料については、1 枠あたり月額 5,000 円とする。

2 広告主は、広告掲載料を管理者の指定する期日までに、一括前納するものとする。

(広告内容等の審査及び協議)

第10条 広告の内容、デザイン及びリンク先の WEB ページ内容等については、組合及び組合ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、管理者が審査を行うとともに、広告主と協議することとする。

(禁止表現)

第11条 第3条に定める規格のほか、次に掲げるような表現は禁止する。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの。

例えば、「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの。例えば、高速に点滅するイメージ、高速に振動するイメージ、コントラスト(明度差)が強い画面の反転表示等

(3) 実際には機能しないもの。例えば、入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

(4) その他広告の表現として適当でないと管理者が認めるもの

(広告内容等の変更)

第12条 管理者は、広告の内容、デザイン及びリンク先の WEB ページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第13条 管理者は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき

(3) その他、組合ホームページページへの広告掲載が適切でないと管理者が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は自己の都合により、組合ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により管理者に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第15条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額

の総額とする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第16条 広告掲載期間内に、組合の都合で組合ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、組合が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、管理者に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先の変更)

第18条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更の1週間前までに連絡するものとする。

(裁判管轄)

第19条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、組合の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第20条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

ホームページ広告掲載申込書

甲賀広域行政組合ホームページへの広告掲載を希望したいので、次により申し込みます。

広告掲載希望者	所在地		〒 -
	ふりがな 名 称		
	代表者	役職名	
	※契約権限 のある方	ふりがな	
		氏名	印
	担当者	部署名	
		ふりがな 氏名	
	連絡先	TEL	
		FAX	
		E メール	
業 種			
掲 載 希 望 期 間		年 月から 年 月まで (か月)	
掲 載 希 望 枠 数		枠	
リ ン ク 先 URL			
広 告 の 内 容			
誓 約		広告掲載にあつては、甲賀広域行政組合広告掲載に関する基本要綱、ホームページ広告掲載要領及び関連規定を遵守することを誓約します。	

※ バナー広告原稿案(画像データ)を添付してください。

甲 行 統 第 号
年 月 日

組合ホームページ広告掲載可否決定通知書

様

甲賀広域行政組合管理者 印

年 月 日付で申込みのありました甲賀広域行政組合ホームページへの広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

・可とする。

広告掲載内容	
広告掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
広告掲載枠	枠(上から 段目)
広告掲載料	円

- ・ 広告掲載料を、別紙 納入通知書により、 年 月 日までに納付してください。期日までに納付がないときは、広告掲載許可を取り消す場合があります。
- ・ 広告掲載は、甲賀広域行政組合広告掲載に関する基本要綱、ホームページ広告掲載要領等に基づき行います。

・不可とする。

理由：